

第8章 ダイオキシン類対策等の推進

第1節 ダイオキシン類削減対策

第1 発生源対策

1 総説

ダイオキシン類は、有機塩素系化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成する化学物質であり、その発生源は多岐にわたっている。また、毒性が強く、その環境汚染が大きな社会問題となっている。

このため、県では、平成9年5月30日に設置した「ダイオキシン対策検討委員会」の指導・助言のもと、平成9年12月に「兵庫県ダイオキシン類削減プログラム」を策定し、総合的、計画的なダイオキシン類対策を講じている。

2 ごみ焼却施設における発生源対策

市町等の設置するごみ焼却施設については、平成10年4月に「兵庫県ごみ処理施設整備基本方針」を策定し、ごみの減量・リサイクルの推進及びごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の削減等を図るための基本的な考え方を示した。

同基本方針の中で示されている主な内容は次のとおりである。

- ・新設されるごみ焼却施設については、原則として100 t / 日以上規模を持つ全連続炉とし、ダイオキシン対策等の環境保全に係る最良技術を導入した施設とすること。
- ・発電等エネルギーの有効利用の観点から、可能な限り300 t / 日以上規模が確保されるよう、施設整備を進めること。
- ・離島、過疎地等においては、100 t / 日未満の施設整備も行えるものとするが、施設は連続運転を原則とすること。

この方針に基づき、単独での施設整備が困難な市町等においては、複数市町の連携によりごみ処理の広域化を図り、同方針に合致した施設整備を行なうこととなっている。

3 産業廃棄物焼却施設における発生源対策

産業廃棄物焼却施設等については、廃棄物処理法施行規則により定められたダイオキシン類に係る維持管理上の基準に合致するよう、焼却施設を設置する事業者

対して、適正な施設の設置及び維持管理を指導している。

上記の対象外となる小規模な焼却施設についても、ダイオキシン類の発生の抑制を最大限抑制するよう、事業者への指導を行っている。

4 その他の発生源対策

廃棄物焼却施設、廃棄物最終処理場等からの排水中のダイオキシン類については、新たな知見を得ながら、その排出を最大限抑制するよう努めることとする。

第2 環境調査

全県的にダイオキシン類の環境濃度を継続して監視するため、今年度においては大気、土壌、水質（底質含む。）の調査を次のとおり実施する。

1 全域環境調査

平成10年度、県下の主要な河川、湖沼及び海域の20地点で水質及び底質の調査を実施する。（河川：13地点、湖沼：3地点、海域：4地点）

2 平成10年度ダイオキシン類環境モニタリング調査

(1) 調査地点

平成9年度全域環境調査において、大気環境指針値を上回った地点、比較的高濃度を示した地点、及び各地域を代表する地点を勘案し、第3-8-1表のとおりとする。

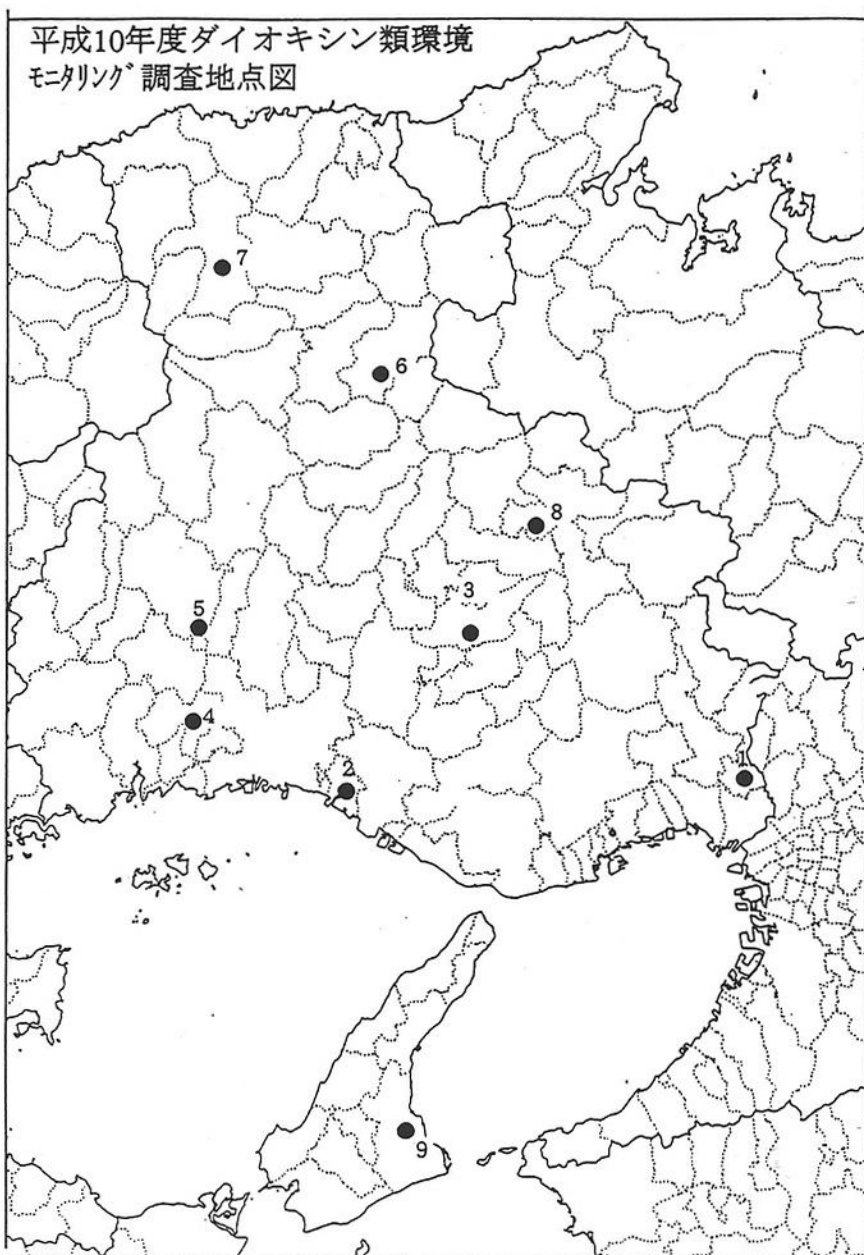
(2) 測定回数

測定は、一般環境大気については年4回（春、夏、秋、冬）、土壌については年1回とする。

第3-8-1表 調査地点（大気、土壌）

地域	地点名	大気調査地点	土壌調査地点	地図番号
阪神	伊丹市	伊丹市役所測定局	伊丹市役所(北側庭)	1
		伊丹市千僧1丁目1番地	伊丹市千僧1丁目1番地	
東播磨	高砂市	高砂市役所測定局	今市公園	2
		高砂市荒井町千鳥1丁目1-1	高砂市今市1丁目	
西播磨	西脇市	西脇保健所	西脇市民グラウンド	3
		西脇市郷瀬町666-5	西脇市上本町801	
西播磨	龍野市	龍野市役所測定局	中川原公園	4
		龍野市富永1005-1	龍野市富永1005-4	
但馬	山崎町	山崎町役場	最上山公園	5
		宍粟郡山崎町鹿澤78-7	宍粟郡山崎町元山崎	
但馬	和田山町	和田山町役場	内倉神社境内	6
		朝来郡和田山町東谷213-1	朝来郡和田山町東谷	
丹波	村岡町	村岡町役場	村岡町役場(庭)	7
		美方郡村岡町村岡390-1	美方郡村岡町村岡390-1	
丹波	柏原町	柏原保健所	柏原高等学校(グラウンド)	8
		多紀郡柏原町柏原688	多紀郡柏原町東奥50	
淡路	洲本市	洲本総合庁舎	洲本総合庁舎(テニスコート)	9
		洲本市塩屋2丁目4-5	洲本市塩屋2丁目4-5	

第3-8-1図 平成10年度ダイオキシン類環境モニタリング調査地点図



第2節 外因性内分泌攪乱化学物質対策

外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）は、人や野生生物の内分泌作用を攪乱し、生物機能障害、悪性腫瘍等を引き起こす可能性があるとして指摘されているが、その内分泌攪乱作用は、科学的に未解明な点が多く、環境庁においても緊急全国一斉調査を実施することとしている。

また、県では、この問題で社会生活の様々な分野における対応が求められていることから、全庁的な協議・調整の機関として「連絡調整会議」を発足させたところであり、国が実施する全国一斉調査に加え、県独自でも県下全域にわたって詳細な環境調査を実施し、実態把握に努め、今後の対策を検討していくこととしている。